

◎ 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月公告第9号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社 (以下これらを「旅客鉄道会社」という。) の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。</p> <p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>2 <u>前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。</u></p> <p>3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>身体障害者が、第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）別表に定める。</u></p> <p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>2 <u>身体障害者の割引種別は別表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。</u></p> <p>(介護者)</p> <p>第3条 <u>この規則において「介護者」とは、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客（身体障害者1人に対して1人に限る。）であって、係員が介護能力があると認める者をいう。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項の介護者は、<u>係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車船区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。</u></p> <p>(割引乗車券類の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者<u>及び</u>12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。</p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。</p> <p>(4) 急行券 <u>(特別急行券を除く。)</u> 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車に乗車する場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 身体障害者及び介護者に対して<u>発売する割引</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片</p>	<p>2 前項の介護者が使用する乗車券類は、<u>身体障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、身体障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。</u></p> <p>(割引乗車券類の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者<u>又は</u>12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。</p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。</p> <p>(4) <u>普通</u>急行券 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社<u>線</u>の普通急行列車に乗車する場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第5条 身体障害者及び介護者に対して<u>割引の取扱いをする</u>乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片</p>

改正前	改正後
<p>道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) 急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p>第6条 削除</p> <p>(割引率)</p> <p>第7条 身体障害者及び介護者に<u>対する</u>割引率は、5割とする。ただし、小児<u>定期乗車券</u>に対しては、<u>旅客運賃</u>の割引をしない。</p> <p>2 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。)第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</p> <p>(割引乗車券類の購入申込み)</p> <p>第8条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(<u>割引乗車券類</u>の旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p>第10条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限りて取り扱う。</p> <p>(身体障害者手帳の携帯)</p> <p>第11条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p>	<p>道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p>(2) <u>普通</u>急行券については、旅客鉄道会社線の<u>普通</u>急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p>第6条 削除</p> <p>(割引率)</p> <p>第7条 身体障害者及び介護者に<u>対して発売する乗車券類</u>の割引率は、5割とする。ただし、小児<u>の定期旅客運賃</u>に対しては、割引をしない。</p> <p>(割引乗車券類の購入申込み)</p> <p>第8条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、<u>有効な</u>身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な<u>割引</u>乗車券類の申込みをしなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p>第10条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限りて取り扱う。</p> <p>(身体障害者手帳の携帯)</p> <p>第11条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、<u>有効な</u>身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p>

改正前	改正後
(以下略)	(以下略)